

一般社団法人日本潰瘍学会役員規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本潰瘍学会（以下「当法人」という。）の定款第25条から33条の規定に基づき、当法人の役員に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 当法人の役員に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(役員の種類)

第3条 当法人の役員は、理事、監事、理事長とする。

(役員 of 責務)

第4条 役員は、当法人の使命と業務の公共性を重視し、当法人の発展に尽くさなければならない。

- 2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。
- 3 関係法令、定款、当法人が定める規範、規程等を遵守し、所管業務を遂行する。
- 4 当法人の方針及び理事長の指示に基づき、業務を計画的に処理する。

(役員 of 選任)

第5条 役員 of 選任に関しては、当法人の定款及び別途定める「一般社団法人日本潰瘍学会選挙規程」に従う。

(役員 of 退任)

第6条 役員が次の各号の一に該当する場合は、退任とする。

- (1) 任期満了
- (2) 死亡
- (3) 辞任
- (4) 解任

(5) 資格喪失

(6) その他特別の事情があるとき

(辞 任)

第7条 役員が辞任しようとする場合は、できる限り早い時期に理事会に届けるものとする。

2 役員は、辞任した後も、後任の役員が選任されるまでの間は、なおその職務を行うものとする（解任された場合及び欠格条項に該当することとなった場合を除く。）。

(辞任勧告)

第8条 役員として不正又は背任に疑わしい行為があった場合は、理事会は辞任勧告を行うことができる。

(旅 費)

第9条 役員の旅費については、別に定める規程による。

(機密保持)

第10条 役員は、当法人の機密を保持しなければならない。

(禁止事項)

第11条 役員は、次の各号の行為をしてはならない。

(1) 役員は、他の会社、団体の役員又は使用人になる際には、理事長にその旨を事前に報告するものとする。

(2) 役員は、事業等を営む際には、理事長にその旨を事前に報告するものとする。

(3) 役員は、当法人の職務上の地位を利用して、手数料、リベート等を受ける等、当法人の職務の公正を害し、又は害する恐れのある行為をすること。

(本規程の運用上の疑義)

第12条 本規程の運用について疑義が生じた場合は、理事会においてこれを決定する。

(改 廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

(本規程に記載のない事項)

第14条 本規程に記載のない事項は、別途、理事会が定める他、一般社団及び一般財団法人に関する法律その他の法令及び定款によるものとする。